

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の設置について

令和 7 年 5 月 29 日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

令和 6 年の児童生徒の自殺者数が、過去最多の 529 名となるなど、極めて憂慮すべき状況にある。児童生徒が自ら命を絶つことはあってはならず、児童生徒の自殺対策に向けた取組をより一層推進する必要がある。

これまで本協力者会議においては、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月）、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成 22 年 3 月）、「子供に伝えたい自殺予防」（平成 26 年 7 月）のとりまとめをはじめ、児童生徒の自殺対策について、様々な観点から対策を検討してきた。

令和 6 年度においては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成 23 年 3 月作成、平成 26 年 7 月改訂）について、前回の改訂から 10 年以上が経過し、児童生徒の自殺の状況や学校を取り巻く環境が変化していることや、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月作成、令和 6 年 8 月改訂）が改訂されたことも踏まえて、改訂に向けた論点の整理等を行ってきたところである。

そこで、令和 7 年度においては、引き続き、指針の改訂に向けた議論を行うとともに、児童生徒の自殺対策の取組の更なる充実に向けて、必要な検討を行う。

2 検討事項

- (1) 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の改訂について
- (2) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

この検討会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。また、上記の他、本協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者

(50音順)

- 赤間 幸人 北海道教育大学 教職大学院特任教授（兼）教育学部教授（学校臨床教授（札幌校））、
へき地・小規模校教育研究センター員、未来の学び協創研究センター員
- 新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授
- 川井 猛 一般社団法人共同通信社編集局デジタル編成部次長
- 窪田 由紀 元九州産業大学教授、臨床心理士・公認心理師
- 阪中 順子 大和高田市立看護専門学校非常勤講師
- 坪井 節子 坪井法律事務所 弁護士
- 松本 俊彦 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部 部長、薬物依存症センター センター長
- 宮田 正博 板橋区立上板橋第二中学校 校長
- 米玉利 優子 さいたま市教育委員会学校教育部総合教育相談室 参事兼室長